

令和 6 年度 後期選抜入学者募集要項

福島県立小野高等学校

〒963-3401

福島県田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後 63

TEL 0247-72-3171/FAX 0247-72-6211

※前期選抜により定員を充足しない場合に実施します。

1 募集定員

全日制の課程 総合学科

定員の 80 名から前期選抜の合格者数を除いた数

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する必要があります。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできません。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

県下一円

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願してください。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願してください。

5 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することはできません。

6 出願期間

出願期間は令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 18 日（月）までとし、受付は本校事務室で行います。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとします。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けません。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、84 円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日（月）正午までに必着とします。その場合、事前に本校校長に連絡してください。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（県教育委員会様式共通1号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除します。
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出してください。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、出願資格(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除します。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出してください。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付してください。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付してください。

ただし、志願者において消印しないでください。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としません。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付してください。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者は、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付してください。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出することができます。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の方が、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができます。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出することができますが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができます。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参してください。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封してください。
- (2) 自己申告書の提出があった場合には、自己申告書受領書を交付します。
- (3) 提出期間は、令和6年3月15日（金）から3月21日（木）までとします。
郵送の場合には、3月21日（木）必着とします。
持参の場合の受付は、本校事務室で行い、受付時間は午前9時から午後4時までとします。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定によります。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、前記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出してください。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 - ② 保護者が本県に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」などの書類で代替することができます。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付します。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付します。
- (2) 入学願書に記載した事項に虚偽がある場合、入学願書の受付を取り消すことがあります。

11 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができます。

受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をします。

- (1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによります。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出してください。
ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出してください。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとします。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出してください。
 - ② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡してください。
 - ③ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがあります。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はありません。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付してください。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還してください。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に、本校校長に提出してください。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出してください。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還してください。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還いたしません。

13 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜します。自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱います。

調 査 書	面 接	作 文
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は65点満点として、合計200点満点とする。	個人面接を実施する。 面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学、英語）を含む。 面接については、点数化し、90点満点とする。	作文を実施する。 あるテーマについて600字以内で自分の思いや考えを述べるものとする。 作文については、点数化し、80点満点とする。

14 面接・作文の日時及び会場

- (1) 期 日 令和6年3月22日（金）
- (2) 会 場 福島県立小野高等学校
- (3) 受 付 午前8時30分～午前8時50分
- (4) 日 程

8:30 8:50 8:55 9:20 10:10 10:30

受付	点 呼	諸 注 意	作 文	休 憩	面 接
----	--------	-------------	-----	-----	-----

- (5) 持参物 受験票、上ばき、下足袋、筆記用具
なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類の持込みは禁止します。

15 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に発表します。
- (2) 合格者には、受験票と引き換えに合格通知書を交付します。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがあります。

16 その他

- (1) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出してください。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出してください。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮
障がい等のある志願者に対する配慮については、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりです。